

所得の種類と計算方法

所得の種類		計算方法					
事業所得（営業等）							
事業所得（農業）		収入金額－必要経費					
不動産所得							
利子所得		収入金額＝所得金額（源泉分離課税されるものを除く）					
配当所得		収入金額－株式等の取得に要した負債の利子					
給与所得		下表により給与収入金額から所得金額が計算できます。					
		給与収入金額(A)		給与所得の計算			
		550,999円以下		0円			
		551,000円～1,618,999円		(A)－55万円			
		1,619,000円～1,619,999円		106.9万円(定額)			
		1,620,000円～1,621,999円		107万円(定額)			
		1,622,000円～1,623,999円		107.2万円(定額)			
		1,624,000円～1,627,999円		107.4万円(定額)			
		1,628,000円～1,799,999円		(A)÷4 (千円未満切捨て)	×2.4＋10万円		
		1,800,000円～3,599,999円			×2.8－8万円		
		3,600,000円～6,599,999円			×3.2－44万円		
		6,600,000円～8,499,999円		(A)×0.9－110万円			
		8,500,000円以上		(A)－195万円			
		〇所得金額調整控除 次の表の①か②に該当する方は、表中「控除額」の計算式に基づき給与所得の金額から控除されます。		要件		控除額	
				①給与収入額が 850万円超	本人特別障害	{給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円}×10%	
					23歳未満の扶養親族あり*		
					扶養特別障害あり		
				②給与所得の金額㊦と公的年金等雑所得の金額㊧の合計額が10万円を超える		㊦(10万円を超える場合は10万円) ＋㊧(10万円を超える場合は10万円) －10万円	
		雑所得		* 同一生計で合計所得48万円以下であれば他の納税義務者の扶養親族でも可			
収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。							
受給者の年齢				公的年金等の収入金額の合計額(A)		公的年金等の所得金額	
65歳以上の方				330万円未満		(A)－110万円	
				330万円以上410万円未満		(A)×75%－27.5万円	
				410万円以上770万円未満		(A)×85%－68.5万円	
				770万円以上1,000万円未満		(A)×95%－145.5万円	
				1,000万円以上		(A)－195.5万円	
65歳未満の方				130万円未満		(A)－60万円	
				130万円以上410万円未満		(A)×75%－27.5万円	
		410万円以上770万円未満		(A)×85%－68.5万円			
		770万円以上1,000万円未満		(A)×95%－145.5万円			
		1,000万円以上		(A)－195.5万円			
※公的年金等以外の所得金額が、 1,000万円超の場合は上表から所得金額が10万円増額、 2,000万円超の場合20万円増額となります。							
業務雑所得							
その他雑所得		収入金額－必要経費					
総合譲渡所得	短期	収入金額－必要経費－特別控除(最大50万円)					
	長期	※総合長期譲渡所得と一時所得は、所得の2分の1を総所得に算入します。 ※総合譲渡所得の特別控除は、短期と長期を合わせて最大50万円です。					
一時所得							

上記以外に、山林所得・退職所得・分離課税の譲渡所得(土地・建物・株式等の譲渡所得)・先物取引等に係る雑所得などがあります。

所得控除の種類と計算方法

※控除・年齢の要件は12月31日（前年中に配偶者・親族が死亡した場合は、その時点）の現況で判定します。

所得控除の種類	概要・計算方法		
雑 損 控 除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①(損失の金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等の合計×10%) ②(損失の金額－保険等の補てん額)のうち災害関連支出の金額－5万円 ①、②のうちいずれか多い方の金額＝控除額		
医 療 費 控 除	下記(1),(2)どちらか一方のみ適用可能 (1)従来の医療費控除 支払った医療費－保険等の補てん額－(総所得金額等の合計×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) ※限度額 200万円 (2)セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 対象医薬品の購入額－保険等の補てん額－12,000円 ※限度額 88,000円		
社 会 保 険 料 控 除	支払額＝控除額 ※年金から引き落としされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、引き落としされている本人の控除になります。		
小規模企業共済等掛金控除	支払額＝控除額		
生 命 保 険 料 控 除	平成23年12月31日以前に締結した契約(旧契約)と平成24年1月1日以後に締結した契約(新契約)があります。下表により控除額が計算できます。		
	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	生命保険料控除額
	(1)新契約 ・一般生命 ・個人年金 ・介護医療	1円～12,000円	支払った保険料の全額
		12,001円～32,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	(支払った保険料の合計額)×1/4+14,000円
		56,001円～	28,000円
	(2)旧契約 ・一般生命 ・個人年金	1円～15,000円	支払った保険料の全額
		15,001円～40,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2+7,500円
		40,001円～70,000円	(支払った保険料の合計額)×1/4+17,500円
		70,001円～	35,000円
	※新契約のみもしくは新旧両契約を合計して申告する場合の限度額は28,000円、旧契約のみの限度額は35,000円です。 ※控除額は、「一般生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」それぞれについて算出し合計した金額になりますが、全体の最高限度額は70,000円です。		
地 震 保 険 料 控 除	地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます(最高控除額25,000円)。ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。下表により控除額が計算できます。		
	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	地震保険料控除額
	(1)地震保険料	1円～50,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2
		50,001円～	25,000円
	(2)旧長期損害保険料	1円～5,000円	支払った保険料の全額
		5,001円～15,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2+2,500円
		15,001円～	10,000円

所得控除の種類		概要・計算方法				
障 害 者 控 除	本人又は同一生計配偶者及び扶養親族が障害者であるとき。					
	対象者	区分	控除額			
	本人	障害者	26万円			
		特別障害者	30万円			
	同一生計配偶者 又は 扶養親族	障害者	26万円			
		特別障害者	30万円			
		同居特別障害者	53万円			
	手帳の種類	特別障害	普通障害			
	身体	1～2級	3～6級			
	精神	1級	2～3級			
療育・愛護	A1～A3 A重～A中 1～2度	B1～B2 B中～B軽 3～4度				
※申告時には、障害者手帳又は証明書の提示(添付)をお願いします。						
ひ と り 親 婦 控	配偶者と死別・離婚した後再婚していない、未婚であるもしくは配偶者の生死が不明の場合で下記に該当するとき					
	区分	条件		控除額		
	寡婦控除 (女性)	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円		
		離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる			
	ひとり親控除	死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している＊	30万円		
		離婚				
未婚						
＊住民票の続柄に「夫(未届)・妻(未届)」と記載されている場合は対象外 ※子は、生計を一にする前年中の総所得金額等が48万円以下(他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている人を除く。)						
勤 労 学 生 控 除	大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき 控除額 26万円 ※申告時には、学校や法人から交付される証明書(学生証など)の提示をお願いします。					
配 偶 者 控 除 配 偶 者 特 別 控 除	【配偶者控除】 前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)					
	【配偶者特別控除】 前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下のとき(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)、段階的に控除が受けられます。					
	【控除額】					
	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	配 偶 者 除 控	配偶者の年齢70歳未満	33万円	22万円	11万円	
		配偶者の年齢70歳以上 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	
	配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 別 除 控	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
			95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
			100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
			105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
			110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
			115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
			120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
			125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
			130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超		0円	0円	0円	

所得控除の種類		概要・計算方法	
扶 養 控 除	生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)		
	区 分	年 齢	控除額
	一般の扶養親族	16歳～18歳	33万円
		23歳～70歳未満	
	特定扶養親族	19歳～22歳	45万円
	老人扶養親族	70歳以上	38万円
	同居老親等扶養親族＊	70歳以上	45万円
	年少扶養親族	15歳以下	なし
	＊同居老親等扶養親族…本人又は配偶者の直系尊属で同居している人 ※国外に居住する親族の申告をする場合は、親族関係書類及び送金関係書類が必要になります。		
基 礎 控 除	納税義務者の合計所得金額に応じて適用される控除		
	合計所得金額	控除額	
	2,400万円以下	43万円	
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	
	2,500万円超	適用なし	